

監査措置状況報告書

対象監査	令和7年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和7年11月10日～12月11日		
担当部署	市民活動部 生涯学習課	内線	2349

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○高山市民文化会館・高山市公民館</p> <p>・使用料の徴収について 高山市民文化会館条例施行規則第19条第3項及び高山市公民館使用に関する規則第7条第3項において、施設の使用料の減免について規定している。</p> <p>令和6年度の減免状況を確認したところ、利用件数5,923件のうち、登録団体などに対して3,422件の減免が行われていたが、その一部については、使用料、冷暖房料ともに過去の方針等を踏襲した統一性のない減免処理がなされていた。</p> <p>当該施設の機能は、令和12年度に供用開始予定の高山駅西地区複合・多機能施設へ再配置が予定されているが、早期に公平かつ適正な使用料が徴収できるよう、見直しを実施されたい。</p>	<p>使用料及び冷暖房料の減免処理については、申請ごとに個々の状況を考慮し規則に基づき適用を決定していました。その運用がその後も慣例として継続された結果、現状において運用にばらつきが生じているものです。</p> <p>現在、昨年度の施設予約システム導入に合わせ、減免基準の再整理と見直しを行っているところです。</p>	

監査措置状況報告書

対象監査	令和7年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和7年11月10日～12月11日		
担当部署	教育委員会事務局 文化財課	内線	2977

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○久々野歴史民俗資料館</p> <p>・施設の利用促進について 当該施設に隣接する堂之上遺跡は昭和55年に国指定史跡となり、縄文時代の集落跡を復元整備し、資料館とともに無料で公開している。 令和6年度の利用者数は1,322名で、コロナ禍の令和3年度よりも大きく減少していたため、指定管理者の広報活動を確認したところ、集客を目的とした効果的な情報発信をしていない状況であった。 市における国指定史跡は堂之上遺跡を含む5件のみであり、学術的価値や歴史的価値の高い貴重な文化財となっている。所管課は、指定管理者と連携し、有識者の知見を活かすなど歴史文化資源としての価値を高めるとともに、積極的な情報発信を行うなど、施設の利用促進に努められたい。</p>	<p>施設の情報発信については、指定管理者が令和6年8月にInstagramを、令和7年4月にホームページを開設し、施設の紹介などを行っておりますが、更新が十分に行われていなかったため、積極的に情報発信を行うよう指導を行いました。</p> <p>今後は市と指定管理者で連携を図り、有識者の協力を得たり、3Dなどのデジタル技術を活用したりするなどして情報発信を行い、施設の活用に取り組んでまいります。</p>	

監査措置状況報告書

対象監査	令和7年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和7年11月10日～12月11日		
担当部署	飛騨高山プロモーション戦略部観光課	内線	2209

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○ジョイフル朴の木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕費の二重支払について 令和6年度の修繕費について内容を確認したところ、7月と10月に同修繕費が同事業者へ重複して支払われていた。 基本協定書第28条第1項において、修繕に使用しなかった額については、施設ごとに年度精算するものと規定している。 所管課は、事業報告書を修正させた上で、適切な指導及び必要な措置を講じられたい。 また、指定管理者は経理方法やチェック体制を見直し、再発防止に努められたい。 	<p>修繕費（129,360円）の二重払いについては、修繕を実施した事業者より12月17日に指定管理者へ返還され、市に対しては12月19日に修正後の令和6年度事業報告書の提出に併せ、同額が返還されました。 今回の件を踏まえ、指定管理者に対して、処理済み・未処理の請求書の明確な区分方法や複数人によるチェック体制を構築するなど、再発防止に向けた事務処理の見直しを指導しました。</p>	

監査措置状況報告書

対象監査	令和7年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和7年11月10日～12月11日		
担当部署	飛騨高山プロモーション戦略部観光課	内線	2209

審 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○ジョイフル朴の木</p> <p>・負担金の支払について 当該施設の収支決算状況を確認したところ、飛騨ほおのき平スキー場の運営主体でもある協同組合朴の木平（以下「協同組合」という。）へ負担金として5,250,000円が支払われていた。</p> <p>協同組合では、スキーシーズンに加えオフシーズンである4月から11月においても、スキー場の管理運営や活性化策、収益力向上を図る事業を実施している。</p> <p>当該施設は年間を通して営業しており、こういった事業が施設の利用促進につながっていることから、相応の財政負担を求められているものであった。</p> <p>指定管理料は、施設管理に必要となる管理運営費と収入見込額で算定されるものである。市は、本負担金が指定管理料の算定として妥当か否かについて検討されたい。</p>	<p>ジョイフル朴の木は、飛騨ほおのき平スキー場内に位置し、年間を通して営業しています。</p> <p>当該施設の利用促進や収入増加については、飛騨ほおのき平スキー場の来場者数や認知度に大きく左右されるものであることから、スキー場運営主体である協同組合朴の木平が行う誘客・活性化策や索道施設の安定運営に対して、高山市、指定管理者、協同組合朴の木平の3者による覚書を締結し、毎年度の状況に応じて指定管理料に含めて負担することとしているものです。</p> <p>本負担金は、指定管理者が当該施設に係る業務を行うにあたり必要となる管理運営費であるとの考えから、指定管理料の算定に含めることが妥当であると考えています。</p>	

監査措置状況報告書

対象監査	令和7年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和7年11月10日～12月11日		
担当部署	市民活動部 スポーツ推進課	内線	2352

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	検討中
	概	要
<p>○荘川体育館・活性化施設荘川ドーム・荘川グラウンド</p> <p>・ランドピアノの管理について 荘川体育館を現地監査したところ、基本協定書に記載のないランドピアノが設置してあったが、昭和10年に旧黒谷小学校へ寄贈されたものであった。 また、設置の経緯を確認すると、旧黒谷小学校が取り壊され、その跡地に荘川体育館が建設された際、地域住民の強い意向により体育館に設置することになったものであった。 所管課においてはピアノを展示品として捉えており、備品という認識ではなかったが、これまでの経緯を踏まえて、ピアノの取り扱いを整理し、適切な対応に努められたい。</p>	<p>ランドピアノは、地域住民の強い意向により荘川体育館に置かれた経緯を踏まえ、現在、地域の意向等の確認を始めたところです。 ランドピアノの取り扱いについては、地域の想いを踏まえ、検討します。</p>	

監査措置状況報告書

対象監査	令和7年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和7年11月10日～12月11日		
担当部署	市民活動部 スポーツ推進課	内線	2352

監査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○荘川体育館・活性化施設荘川ドーム・荘川グラウンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請方法の周知について 指定管理者ホームページでは、体育施設の使用許可申請について専用ページを設け、体育施設の概要、申請方法等を案内しているが、市の施設予約システムを利用した申請方法が掲載されていなかった。 ホームページにおいては、すべての申請方法を掲載することが利用者の利便性向上につながるものであり、様々な申請方法を広く周知し、より一層の利用促進に努められたい。 	<p>指定管理者が専用ホームページに体育施設の申請方法等を掲載した意図としては、市外や団体登録していない方々に対するサービスとして実施していたものです。 登録団体はホームページを経由することなく、施設予約システムに直接アクセスできることから、専用ホームページには掲載はしていませんでしたが、すべての申請方法を掲載することは利用者の利便性向上につながることから、指定管理者と相談の上ホームページに掲載しました。</p>	